

所管部課		総務部 文書課	部長	矢吹 勇一	
件名		東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例について			
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護条例 東大和市個人情報保護条例施行規則			
	部課機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会			
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市個人情報保護法施行条例の施行に伴い、個人情報の審査請求に係る調査権限等を定めた東大和市個人情報保護条例が廃止となる。また、標記審査会の組織・運営と、情報公開に関する審査請求に係る調査権限等は、東大和市情報公開条例に規定がある。以上のことから、一本化でより分かりやすく整理するため、本条例を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①設置 (第1条)</p> <p>②所掌事務 (第2条) 諮問に応じて審査請求を調査審議するほか、情報公開の重要事項に関して意見を述べることができる。</p> <p>③組織 (第3条) 委員5人以内とする。</p> <p>④委員の任期 (第4条) 委員の任期を3年とする。</p> <p>⑤会長 (第5条) 会長の選出は、互選による。</p> <p>⑥審査会の調査権限 (第6条) 必要な資料の提出、事実の陳述等を求めることができる。</p> <p>⑦意見の陳述等 (第7条) 審査請求人等の申出による意見陳述等について定める。</p> <p>⑧提出資料の閲覧等 (第8条) 提出資料の閲覧等の規定で、審査請求人等が審査会に対して意見書や資料の閲覧又は写しの交付を請求することができる。</p> <p>⑨審査会の処分等 (第9条) 簡易迅速な救済を図るため、審査会が行う処分等を審査請求の対象外とする。</p> <p>⑩答申書の送付 (第10条) 審査請求人等に送付し、公表することを定める。</p> <p>⑪審査手続の非公開 (第11条) 諮問を受けて行う審査の手続は、公開しないことを定める。</p> <p>⑫出頭者に対する実費弁償 (第12条) 審査会の求めに応じて出頭した者には、実費を弁償する。</p> <p>⑬守秘義務 (第13条) 委員の守秘義務を定める。</p> <p>⑭委任 (第14条) ⑮附則 (東大和市情報公開条例の一部改正)</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会を適切に運営することができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み (令和4年11月)</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和4年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。